

かしこい相続対策 ～アパート・マンション経営の活用～

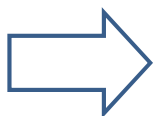
アパート・マンション建設で節税対策

借入金でアパート・マンション建設をすると相続税を安くすることができます。

ただし、アパート・マンション建設を行うにあたっては、事前に専門家へ相談し経営計画をよく検討することが大切です。

アパート建設前

土地	1億円
資産合計	1億円



アパート建設後

土地	1億円
アパート	1億円
資産合計	2億円

借入金	1億円
負債合計	1億円



財産評価額が下がります

アパートの敷地評価： 更地価格から15%程度下がります。
 アパートの建物評価： 建設費の約40%程度となります。

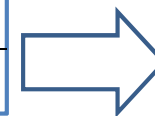
現金(預金)で建設する場合も節税になります

現金(預金)で建設した場合は、現金(預金)という資産が減ります。建設した建物(アパート)の評価が建設費の40%くらいになりますので、財産評価が下がります。

相続税評価額(概算)

アパート建設前

土地	1億円
資産合計	1億円

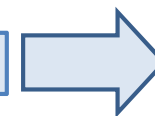


アパート建設後

土地	8,500万円
アパート	4,200万円
資産合計	1億2,700万円

借入金	1億円
負債合計	1億円

財産合計 1億円



財産合計 2,700万円

7,300万円の評価減

ご相談は無料です。お気軽にご相談下さい。

よつば会計 税理士 中田誠治 税理士 錦織慶典 税理士 平井篤志 税理士 檜山高志 税理士 手嶋豪紀 税理士 安齋康司

よつば会計

検索

TEL: 082-234-0130